

令和6年度事業所評価加算対象事業所

令和6年4月サービス提供月から令和6年5月サービス提供月の期間について、事業所評価加算の対象として決定された事業所は次のとおりです。

| 開設者名 | 事業所名称 | 介護保険事業所番号 | サービス種類 | 加算算定開始月 (サービス提供月) | 〒 | 住所 | 電話番号 |
|------------------------------|----------------------------------|------------|----------|----------------------|----------|-------------------|--------------|
| 医療法人聖愛会 | 通所リハビリテーションかぞく | 1910115425 | 予防通所リハビリ | 2024/4/1 | 400-0814 | 山梨県甲府市上阿原町487番1号 | 055-236-0888 |
| 身延町早川町 国民健康保険病院一 部事務組合 | 峡南ケアホームいとみ | 1950780005 | 予防通所リハビリ | 2024/4/1 | 409-3423 | 山梨県南巨摩郡身延町飯富1655 | 0556-42-4314 |
| 医療法人燦生会 | 介護老人保健施設フルールむかわ | 1951080025 | 予防通所リハビリ | 2024/4/1 | 408-0307 | 山梨県北杜市武川町柳澤740-1 | 0551-26-0111 |
| 医療法人銀門会 | 甲州通所リハビリテーション | 1970500359 | 予防通所リハビリ | 2024/4/1 | 406-0032 | 山梨県笛吹市石和町四日市場2031 | 055-263-0242 |
| 医療法人財団 交道会しもべ病院 | 医療法人財団交道会 指定通所リハビリテーション事業所しもべ | 1970700942 | 予防通所リハビリ | 2024/4/1 | 409-2942 | 山梨県南巨摩郡身延町下部1063 | 0556-36-1111 |

○事業所評価加算とは、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行う介護予防通所系サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、試行的取組として、評価対象となる期間(各年1月1日から12月31日までの期間をいう。)において、利用者の実人員、及び選択的サービスの実施率が一定以上であり(※1)、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上(※2)となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき、1月につき120単位を加算するものです。

※1 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、選択的サービス実施率が60%以上であること。

※2
$$\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数}}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \times 2 \geq 0.7$$